

# あひら議会だより

義務教育学校 休みなく建設中



第63号

2022年2月

●12月定例会

行政手続における押印見直しに伴う  
関係条例の整備に関する条例の制定  
他12件の議案を可決！

●一般質問 [19件]

10名の議員が町政を問う！

●決算審査特別委員会

令和2年度一般会計を含む

6会計の決算をすべて認定！

# 行政手続きにおける押印見直しに伴う 関係条例の整備に関する条例を可決

令和3年

第9回

会期を1日延長し、12月20日から22日の3日間にわたり開催した第9回定例会では、2件の一般会計補正予算の専決処分の承認、令和2年度一般会計歳入歳出決算を含む全6会計の決算認定、行政手続きにおける押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定のほか1件の条例制定及び安平町税条例の一部を改正する条例のほか2件の条例・規則の一部改正、建物の無償貸付についてと令和3年度一般会計補正予算2件を含む5会計の補正予算、4件の意見書（案）について審議しました。

▼令和3年度定期監査結果報告  
9月28日に実施された定期監査（工事監査）は、早来墓地及び追分墓地に建設した共同墓建設工事に係る関係書類監査及び現地監査を実施し、事務の執行が関係法令、条例、規則等に基づき、総体的に適切に執行され、管理、整理されてい認めるとの報告があり、議長がその写しの配布をもつて議会へ報告としたもの。

審議した案件  
定期監査結果報告

12月20日～22日

# 定例会

▼一般会計補正予算  
（第7号）  
専決処分の承認

テム改修等早期の対応が必要なことから増額予算を専決処分したもの。

（第7号）

新型コロナウイルスワクチン接種対策事業において、チ  
集団接種終了後、町内医療機関における個別接種の増  
加により予算残額では支払  
いができないことが判明し、  
早期の対応が必要なことか  
ら増額予算を専決処分した  
もの。

○国庫支出金  
・子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金  
歳入 4590万円増

機関における個別接種の増  
加により予算残額では支払  
いができないことが判明し、  
早期の対応が必要なことか  
ら増額予算を専決処分した  
もの。

○国庫支出金  
・子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金  
歳入 4590万円増

早期の対応が必要なことか  
ら増額予算を専決処分した  
もの。

○民生費  
・子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金  
歳入 4590万円増

○国庫支出金  
・新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金  
歳出 598万9千円増

○衛生費  
・新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料  
歳出 598万9千円増

▼一般会計補正予算  
（第8号）

9月定例会で決算審査特別委員会を設置し、審査を付託した令和2年度各会計歳入歳出決算の認定について、工藤隆男委員長から「6会計すべて認定すべきものと決定した」との報告があり、採決の結果、委員長報告のとおり全会計の決算を認定しました。

○決算の認定

症等の影響により、生活を維持することが困難となっている低所得者を支援するための特別給付金について、年内支給を行うためのシス

○審査の経過  
【委員長報告】  
令和2年度一般会計及び4事業特別会計、水道事業会計の決算審査のため、去る

10月28日と29日の2日間にわたり議長及び議会選出監査委員を除く10名の議員で構成する決算審査特別委員会を開催し、各会計の説明を受け審査を行いました。

### ○審査結果

監査委員の審査意見書の内容等も参考にしながら慎重に審査を行った結果、一般会計決算については不認定の意見が出されたため起立採決を行い、認定すべきものと決定しました。

### 決算審査特別委員会

(10月29日)

| 議員名   | 賛否   |
|-------|------|
| 箱崎英輔  | ○    |
| 吉岡政昭  | ×    |
| 鳥越真由美 | ○    |
| 工藤秀一  | ○    |
| 三浦恵美子 | ○    |
| 梅森敬仁  | ○    |
| 米川恵美子 | ○    |
| 多田政拓  | ○    |
| 田村興文  | ○    |
| 工藤隆男  | 委員長  |
| 小笠原直治 | 監査委員 |
| 牧田弘満  | 議長   |

引き続き4事業特別会計及び水道事業会計について審査を行つた結果、すべて認定すべきものと決定しました。

## 令和2年度各会計歳入歳出決算額

(単位 円)

| 会計区分   | 歳入             | 歳出             | 差引残額          |
|--------|----------------|----------------|---------------|
| 一般会計   | 10,633,408,212 | 10,498,166,913 | 135,241,299   |
| 特別会計   | 国民健康保険事業       | 946,057,410    | 932,124,052   |
|        | 後期高齢者医療事業      | 136,043,980    | 135,137,580   |
|        | 介護保険事業         | 990,688,123    | 848,758,421   |
|        | 公共下水道事業        | 1,177,588,993  | 1,170,314,246 |
| 合計     | 13,883,786,718 | 13,584,501,212 | 299,285,506   |
| 会計別    | 区分             | 決算額            |               |
| 公営企業会計 | 収益的収入          | 319,704,858    |               |
|        | 収益的支出          | 353,866,254    |               |
|        | 歳入歳出差引残高       | ▲ 34,161,396   |               |
|        | 資本的収入          | 136,177,619    |               |
|        | 資本的支出          | 201,491,385    |               |
|        | 歳入歳出差引残高       | ▲ 65,313,766   |               |

令和2年度各会計の歳入歳出決算額は、上の表のとおりです

### 【監査委員の総括意見】

令和2年度の一般会計及

び特別会計歳入歳出決算は、

一般会計において歳入決算

額106億3340万8千円、歳出決算額104億9

816万7千円で歳入歳出

差引額は1億3524万1千円となり、翌年度へ繰越し

すべき財源は、繰越明許費

額235万3千円を差し引

いた実質収支額は1億32

88万8千円の黒字決算と

なつていて。特別会計4会

計は、全体で歳入決算額32

億5037万8千円、歳出

決算額30億8633万4千

円で実質収支額は1億64

04万4千円の黒字決算になつていて。

安定的な行政サービスを行ふためには、積極的かつ

必要がある。収入の確保は、

的確な財源の確保に努める

重要であり、納税への意識

を高めるとともに、収納に

関する全庁的、一元的な收

納対策の強化を図られたい。

また、国・道支出金の積

極的な導入、基金の計画的かつ有利な運用などにより更なる財源確保に努められたい。歳出については、費用対効果のない事業は再精査を行い、確実に成果を上げいくことを再認識が必要であると考える。多種多様な対応で事業展開をしていくことは重要ではあるが、限られた財源の中では、着実に結果が出せる政策や事業を行わなければならない。委託業務及び経費についても見直し、効果を追求していく姿勢を明確にすべきと考える。また、例月出納検査において散見する経理事務の誤りについては、基本的ルールの周知及び各課における確認、これを徹底するよう求める。

今後とも安平町まちづくり基本条例の下、子育て世代への支援、高齢者施策の充実、豊かな自然環境の保全、福祉の向上、成果が出る施策を、より一層推進していくことを望むものであ

## 条例の制定

2件の条例の制定について審議を行い、それぞれ原案のとおり可決しました。

▼行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

町民負担の軽減による利便性の向上及び行政事務の効率化による行政サービスの向上を図るもの。

### ○一部改正する関係条例

- ・安平町認可地縁団体印鑑条例
- ・安平町職員の服務の宣誓に関する条例
- ・安平町固定資産評価審査委員会条例
- ・安平町公営住宅条例
- ・安平町営住宅条例
- ・安平町特定公共賃貸住宅条例
- ・安平町移住促進住宅条例

## 条例等の一部改正

3件の条例等の一部改正について審議を行い、それぞれ原案のとおり可決しました。

▼安平町税条例の一部を改正する条例の制定について

法人等の町民税の法人税割の特例措置に係る期間満了に伴い、税条例の一部を改正するもの。

整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するにあたっての諸要因に配慮するため、議会の欠席事由について必要な事項を定めるとともに、請願手続きの押印の義務付け見直しをするもの。

### 解説 押印見直しについて

国の押印見直しに合わせて安平町においても条例で規定する行政手続きにおける押印の見直しを行い、町民等の負担軽減及び行政サービスの向上を図るために7件の関係条例を一括して改正するための条例を制定するもので、この条例は令和4年4月1日から施行されます。

▼財産の無償貸付けについて

農産物の集出荷場、一次加工場及び従業員宿舎として使用する旧富岡小学校敷地内の建物を、法人に対し無償貸付けするもので、原案のとおり可決しました。

### 解説 無償貸付けについて

普通財産（建物）・無償貸付財産の所在、面積等

※左表のとおりです

▼財産の貸付

農産物の集出荷場、一次加工場及び従業員宿舎等として使用のため、長崎県雲仙市南串山村丙1939番地有限会社國崎青果代表取締役井上一也

・無償貸付期間  
令和4年2月1日から令和9年1月31日まで

▼安平町共同店舗条例の制定について

胆振東部地震で被災し早期営業再開が困難な事業者のために整備をした早来地

▼安平町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議員が活動しやすい環境

### ※【無償貸付け財産の所在、面積等】

| 建 物               |       |                       |
|-------------------|-------|-----------------------|
| 所 在               | 名 称   | 床面積 (m <sup>2</sup> ) |
| 安平町早来富岡<br>224番地1 | 校 舎   | 1,038.3800            |
|                   | 屋内運動場 | 717.6800              |
|                   | 渡り廊下等 | 62.6810               |
|                   | 住 宅 A | 56.9976               |
|                   | 住 宅 B | 68.0400               |
|                   | 住 宅 C | 68.0400               |
|                   | 住 宅 D | 56.9900               |
|                   | 住 宅 E | 92.7400               |
|                   | 住 宅 F | 81.5950               |
|                   | 物 置   | 4.8600                |
|                   | 物 置   | 49.6860               |
|                   | 合 計   | 2,297.6896            |

# 補正予算

令和3年度各会計補正予算の審議を行い、それぞれ原案のとおり可決しました。

## ◇一般会計補正予算

(第9号)

歳入ではふるさと納税等による寄付金の増額853万3千円等。歳出はふるさと納税の決算見込みによる関連経費の補正で、システム運用業務委託料481万5千円、お礼品事務委託料が74万4千円、基金積立金が2774万円の増額。歳入、歳出の総額にそれぞれ1億8922万3千円を追加し、予算の総額を90億8683万6千円とするもの。

### 歳出の主なもの

(100万円以上)

#### ○総務費

- ・その他一般管理経費 4810万5千円増
- ・防災行政情報告知ネット ワーク構築事業 127万6千円増
- ・公用車管理経費

|                         |                                 |
|-------------------------|---------------------------------|
| ・ 庁舎管理経費 131万7千円増       | ・ 認定こども園等運営経費 3376万3千円増         |
| ・ 町有施設管理経費 226万9千円増     | ・ 地域保健推進経費 139万9千円増             |
| ・ 地域おこし協力隊活用事業 223万6千円増 | ・ 新型コロナウイルスワクチン接種対策事業 4421万6千円増 |
| ・ まちづくりファンド基金 154万円増    | ・ まちづくり基金積立金 146万7千円減           |
|                         | ・ まちづくり基金積立金 2407万4千円増          |
|                         | ・ ひとづくり基金積立金 423万7千円増           |
|                         | ・ 生産振興基金積立金 100万円減              |
|                         | ・ 安平川地区施設管理経費 220万4千円減          |
|                         | ・ 土地改良事業費 850万8千円増              |
|                         | ・ 起債償還元金 173万2千円増               |
|                         | ・ 林業振興事業経費 111万5千円増             |
|                         | ・ 起債償還利子 410万円減                 |
|                         | ・ 北海道後期高齢者医療広域連合経費 241万9千円増     |
|                         | ・ 後期高齢者医療事業特別会計繰出金 100万円減       |

|   |  |
|---|--|
| ・ ○農林水産業費 農業振興基金積立金 100万円減                          | ・ ○教育費 育英基金積立金 1000万円増                   |
| ・ ○公債費 費 186万8千円増                                   | ・ ○国庫支出金 子どものための教育・保育給付費負担金 1132万6千円増    |
| ・ ○道支出金 2142万6千円増                                   | ・ ○国庫支出金 子どものための教育・保育給付費負担金 1132万6千円増    |
| ・ ○土木費 商工振興事業経費 100万円増                              | ・ ○使用料及び手数料 地域づくり総合交付金(民生費道補助金) 114万3千円増 |
| ・ ○分担金及び負担金 追分地区水利施設等保全高度化事業(畠地帶担い手育成型)負担金 225万3千円減 | ・ ○使用料及び手数料 地域づくり総合交付金(衛生費道補助金) 580万円増   |

|  |  |
|--|--|
| ・ ○商工費 福祉灯油特別対策事業 2086万2千円減              | ・ ○教育費 育英基金積立金 1000万円増                 |
| ・ ○土木費 道路施設等維持管理経費 563万6千円増              | ・ ○国庫支出金 子どものための教育・保育給付費負担金 113万1千円増   |
| ・ ○分担金及び負担金 地域づくり総合交付金(民生費道補助金) 114万3千円増 | ・ ○国庫支出金 子どものための教育・保育給付費負担金 1220万9千円増  |
| ・ ○道支出金 225万3千円減                         | ・ ○使用料及び手数料 地域づくり総合交付金(衛生費道補助金) 580万円増 |
|  |  |



# 議会用語の解説

## ◆委員会制度について (第2回)

令和3年8月発行のあびら議会だより第61号に引き続き、今号では議会運営委員会と特別委員会（決算審査特別委員会）について解説します。

### ・議会運営委員会（5名）

多數の議員で構成される議会を円滑にしかも効率的に運営するために、常任委員会とは別に設置される委員会で、議会運営の責任者である議長の諮問的な性格を帯びた機関です。

安平町議会では安平町議会委員会条例に基づき5名の委員で構成しています。

### ・決算審査特別委員会 (10名)

議会の審査します。

決算は歳入歳出予算に基づく収入と支出の結果を集計した計算書で、予算を執行した結果どのような成果を挙げたかを示す成果報告書でもあり、議会はこの決算を審査して認定にするか否か決議を行います。9月

委員長 米川恵美子 議員  
副委員長 三浦恵美子 議員  
委員 田村 興文 議員  
(副議長)  
委員 鳥越真由美 議員  
(総務常任委員長)  
委員 工藤 隆男 議員  
(経済常任委員長)

議会運営委員会は議会の会期、議案や一般質問の取り扱い、議会の会議規則等に関することなど議会の運営に関することや、議員の派遣など議長の諮問に関することを審査します。

### ・特別委員会について

特別委員会は、常任委員会と異なり、特定の付議事件の審査、調査のためその都度設置されるため、その運営するため、その委員会で、議会運営の責任者である議長の諮問的な性格を帯びた機関です。

議会の審査します。

## 決算審査の着眼点

決算審査を行う時点で既に監査委員が専門的立場で照査してその意見書が添えられているので、決算書の計数についてはその意見書を信頼して参考にしながら次の3点に最も力点を置いて審査を行うものとされています。

### ①予算が議決した趣旨と目的に従つて適正にそして効果的に執行されているか。

②それによってどのように行政効果が發揮できたか。  
③今後の行財政運営においてどのような改善工夫がなされるべきか。

定例会において決算審査特別委員会の設置を議決し、議長及び議会選出監査委員を除く10名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し今年度は10月28日と29日の2日間にわたり審査を行いました。

## 議会傍聴のルールについて

議会の傍聴をするときは、次のことにご協力ください。

### ◆傍聴人はあらかじめ傍聴

人受付票に自己の住所・氏名・及び年齢、連絡先電話番号も記入し、所定

の場所に提出してください。

### ◆傍聴人は議場に入ること

はできません。傍聴席に着席のうえ、みだりに席を離れないでください。

### ◆拍手、談論したり、歌つたり、高笑いするなどして騒ぎ立てないでください。

傍聴席で次のことをするときは、あらかじめ議長の許可が必要です。議会事務局へお問い合わせください。(議会事務局電話番号 261-2700)



◆新型コロナ対策について

・発熱、咳、のどの痛み、倦怠感がある等、体に不調があるときは傍聴を控えてください。（あびらチャンネルやインターネットのライブ中継をご利用ください）

・議場前に設置している測定モニターで体温を測定してください。

・議場前にある消毒液で手指消毒を行つてください。

・議場内ではマスクを着用してください。

・議場前にある消毒液で手指消毒を行つてください。

・議場内ではマスクを着用してください。

・議場前にある消毒液で手指消毒を行つてください。

・議場内ではマスクを着用してください。

・議場前にある消毒液で手指消毒を行つてください。

・議場内ではマスクを着用してください。

・議場前にある消毒液で手指消毒を行つてください。

・議場内ではマスクを着用してください。

・議場前にある消毒液で手指消毒を行つてください。

・議場内ではマスクを着用してください。

又は喫煙、不体裁な行為、他人の迷惑となる行為、その他議場の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をしないでください。

◆写真、映像等を撮影し、または録音等をするとき。

◆病気その他の理由により、帽子、外とうまたは襟巻の類を着用するとき。

◆児童及び乳幼児が傍聴席に入るとき。

よね かわ え み こ  
米川恵美子議員

# 追分地域医療体制の変更による入院廃止は避けられなかつたのが

4月から苦小牧東病院が診療主体になる

**質問** 追分菊池病院からの最初の相談は令和2年7月だつたが、なぜ10月と報告したのか。両日の相談と返答の内容を伺う。

**答弁** 7月は菊池先生が役場に来て、コロナ禍による減収に対する支援要請だった。10月には患者数が20%減少している。先生自身の健康不安と後継者不在のために医療法人の解散を考えている。地域医療機関がなくなる事を避けるため財政支援と後継医師確保について協力願いたいとの内容だった。10月に地域医療体制確保支援金として、病院に100万円、診療所50万円、歯科医院30万円、医療従事者1人に10万円の慰労金を支出した。感染拡大防止対策補助金として医療機関と社会福祉施設に一律30万円支出した。

**質問** 先生は支援金だけではなく地域医療の環境を心配したからこそ、建物や設備を寄付するから町営にしてはどうか。又半官半民の考え方もあると要望している。地域医療環境を守ると

いう大きな視点に立った考え方をなぜできなかつたか。

**答弁** 町立、町営の判断はできず、現状体制で地区医療を担つていただける所を探してほしいとお願いした。収支に関する具体的な資料提供を受けると内容によつて支援を行うと伝えた。

7月は菊池先生が役場に来て、コロナ禍による減収に対する支援要請だつた。10月には患者数が20%減少している。先生自身の健康不安と後継者不在のために医療法人の解散を考えている。地域医療機関がなくなる事を避けるため財政支援と後継医師確保について協力願いたいとの内容だった。10月に地域医療体制確保支援金として、病院に100万円、診療所50万円、歯科医院30万円、医療従事者1人に10万円の慰労金を支出した。感染拡大防止対策補助金として医療機関と社会福祉施設に一律30万円支出した。

**質問** 収支内容がわかる資料を見てどう感じたか。

**答弁** 令和2年10月、11月の時点での累積赤字を見て早急に支援の必要性を感じた。

**質問** 令和2年11月、役場内に地域医療体制連携会議を設置して決定した内容を伺う。

**答弁** 病院の今後の収支見込みに基づく要望の内容と具体的な金額提出をお願いすることを決定。令和3年2月の会議では町内全体の地域医療に関する課題を検討した。渡邊医院の建て替え支援、コロナワクチン接種の進め方を協議。追分菊池病院の要望を精査して428万円の補助を決定し

が伝わっていないため不安感が大きい。町民の命と健康を守るという行政最大の役割に関する認識を問う。

**答弁** 令和4年4月より苦小牧東病院が事業を継承して、追分地区の医療を担つていただくことに決定した。

**質問** 町民の寄付と菊池先生二代に亘る努力で維持してきた入院体制の廃止は避けられなかつたのか。入院体制を継続するためには支援可能な金額を提示したのか。

**答弁** 採算の取れない入院病床の継続が障壁になり引き継ぐ医療者はなかつた。入院体制維持のために町に対して助成願うとの話はなかつた。半年で4428万円助成している額が基準になると思う。お金の問題ではなく外来診療を強化する」と院長先生から聞いている。

**質問** 医療体制の心配は経営上の問題からと思つてゐる。入院受け入れは急性期終末期に非常に大事。診療所では19床可能。廃止から5年後には再構築の可能性はあるがどうするのか。苦

らか伺う。

**答弁** 苦小牧東病院の病床数は一般病床65、療養型病床195となつてゐる。地域医療会議の中で決定されるが不可能ではない。

**質問** 専門診療は設置するが先生は調整する。

**答弁** ①追分地区の救急搬送回数令和2年は114回、昨年10月まで96回、昼間は両医院に夜間は近隣病院搬送。②町民への説明は医療機関変更などについて、議会やあびらチャンネル等で周知したい。

**質問** ③早来方面から追分に行くデマンドバスと循環バスの乗り継ぎ利便性についてと、交通券助成しているが定期券はどうかについては今後の課題とする。

**答弁** ④鹿公園のキャンプ場は住宅街に配慮する。駐車場とドックランの移設を考えてい

る。

あびら議会だより No.63

8

# 一般質問

[内容は議員本人が要約しています]



とり ごえ ま ゆ み  
鳥越真由美議員

## 町長公約と次期への意思を確認 脱炭素を町制へ反映させるには

### 町長公約の達成内容と 次期に対する考え方

【質問】4年間を通して目指したもの。

【答弁】安平町は合併した町。一貫して一体感の醸成を意識し、この町の子どもに、見せたい未来へ飛躍する、ふるさとづくりを目指して来た。

【質問】公約の内容と達成率は。

【答弁】達成率は全体として令和4年3月時点で概ね81%。公約は6つの柱。(1)子どもの夢とチャレンジを支援80%。小中一貫教育導入、ユニセフCFCI子どもにやさしいまちづくり実践自治体覚書締結。あびら教育プランの推進。早来地区の義務教育学校建設。(2)地域再生のチャレンジ支援75%。安平、遠浅地区の地区別計画体制の構築。まちづくり事業支援。ふるさと納税の拡充。(3)経済活性化チャレンジ支援90%。起業創業移住プロジェクト。回遊交流、追分ゲートウェイ。キャンプ場充実。チャレンジ

【質問】評価する外部組織は無い。公約を反映させた総合計画を審議、未来創生委員会が評価する役割を果たす仕組みになっている。

【答弁】自身での評価は。

【質問】総合計画後期計画へどのように反映させるのか。

【答弁】持続可能な環境開発目標の要素を近隣の事例を参考しながら各種施策に取り入れていく方向で検討していく。

【質問】森林資源の活用や企業誘致の方向性も見据えた内容が必要ではないか。

【答弁】脱炭素社会の中での

### カーボンーコートラル に向けた安平町の取り組みは

【質問】次期に対する考えは、課題解決の実現を目指す。2期目は町民とふれあい、声を丁寧に聞いていきたい。

【質問】環境問題の取り扱いは企業や移住者が選ぶ町の基準になると考える。政策分野の全てに関するものとして扱う必要があるのでないか。

【答弁】進めていかなければならぬのは安平町独自ではない。ゼロカーボンに対する国の支援等も今後、半年間に出てゆくと考える。広域的な連携を踏まえ、戦略的に交付金や補助金等の活用なども研究し、令和5年度策定に向けて来年度から着手していきたい。

### 一般質問を終えて